



記者発表資料

平成27年11月 9日

【 同時発表先 】 鳥取県政記者会、倉吉記者クラブ、米子市政記者クラブ

# 中国地方で100駅目の道の駅が新規登録されました

ひのがわ さと

# ~道の駅「にちなん日野川の郷」の新規登録証授与式を行います~

日野郡日南町大字生山地内で建設中の道の駅「にちなん日野川の郷」が、平成27年11 月5日に、鳥取県内で15駅目、中国地方で100駅目の「道の駅」として新規登録されました。

これを受けて、国土交通省倉吉河川国道事務所長から登録申請者である、日南町長に対し、 道の駅登録証の授与式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

#### 登録証授与式について

■日 時: 平成27年11月11日(水) 午前 10:00~10:30頃

■場 所 : 日南町役場 町長室 (日野郡日南町 霞 800番地)

■出席者:日南町:日南町長

国土交通省: 倉吉河川国道事務所長

### 【問い合わせ先】

○道の駅「にちなん日野川の郷」について

日南町役場企画課 企画振興室長 浅田 雅史(あさだ まさし)

• TEL (0859) 82-1115

○道の駅の全般について

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

TEL(0858)26-6221(代表)

・副所長(道路) 赤星 剛 (あかほし つよし)

〈担当〉 調査設計第二課長 小田 嘉幸(おだ よしゆき) 内線451

本資料は、倉吉河川国道事務所ホームページの「記者発表」でも公開しております。 倉吉河川国道事務所ホームページアドレス: http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/

# 「道の駅 にちなん 日野川の郷」

◆路 線 名:主要地方道新見日南線

◆所 在 地:鳥取県 日野郡日南町 大字生山 385番地

◆面積および施設等

·面積:16,901㎡

・施設:駐車場83台、トイレ18器、農林産物直売所(共同加工施設・販売)、

レストラン、農産物加工場、多目的ルーム(避難所)、イベント広場、

デイサービスセンター、太陽光発電施設、サービス付き高齢者住宅、

定住促進住宅、木質バイオマスエネ活用設備、情報提供施設、休憩コーナー

•整備手法:一体型

◆オープン予定: H 2 8 年度

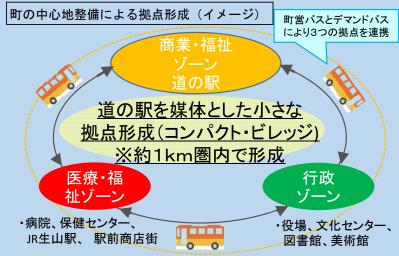
#### ◆特徴

- ・日南町の小さな拠点(コンパクトビレッジ構想)の実現に向け、「道の駅」に特産品の集出荷・加工販売を集約し地場産業の振興(6次産業化)を図ります。また、定住促進住宅と高齢者住宅を配置し、多世代交流を図ることで社会福祉効果が期待されます。(詳細は、別添-1を参照)
- ・「道の駅」の運営活動が、環境にやさしいカーボンオフセット(詳細は、別添-1を参照)に貢献。 $CO_2$ 排出ゼロの「道の駅」を目指します。



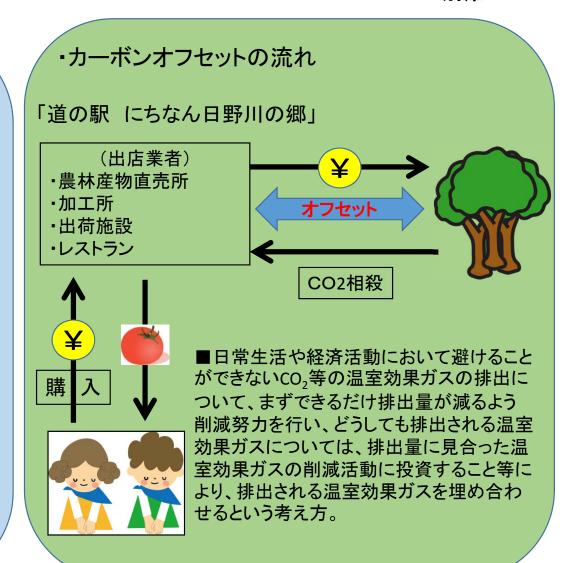
# 「道の駅 にちなん日野川の郷」の特徴

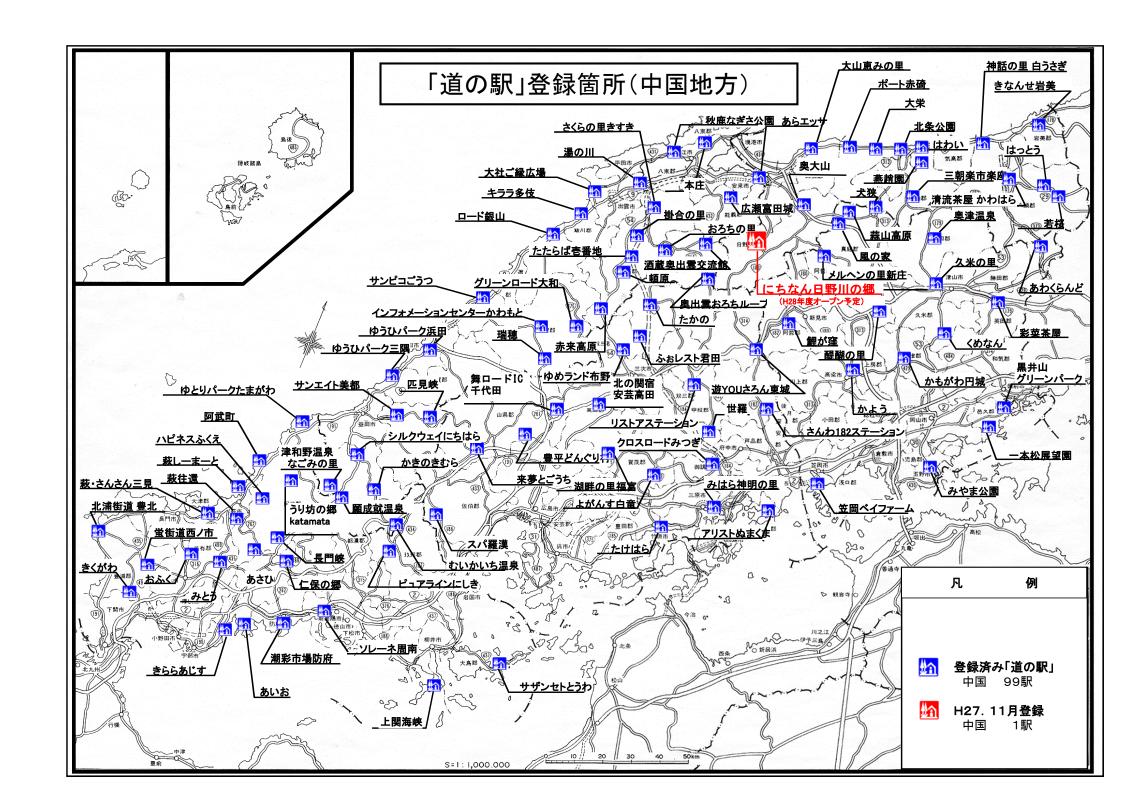
日南町の小さな拠点(コンパクトヴィレッジ構想)の実現に向け、「道の駅」を 商業・福祉ゾーンの拠点として整備



### <提案の先駆性・ポイント>

- ■道の駅を中心に小さな拠点を形成。高齢・過疎地域で若者と 高齢者の交流の場が創出され、社会福祉効果が期待されます。
- ■道の駅に特産品の集出荷・加工販売を集約し、6次産業化の 推進を図ることで、産業振興・雇用創出効果が期待できます。







# 「道の駅」について

#### 1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への**安全で快適な道路交通環境の提供**、並びに**地域振興に寄**与することを目的としています。

## 2.「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、<u>地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様</u>で質の高いサービスを提供する施設で、

「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

#### 3. 機能

「道の駅」は、<u>駐車場やトイレなどの「休憩機能」</u>、道路情報や地域情報 を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ 魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

## 4. 主な登録要件

#### (1)休憩施設

○駐車場: 道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場

〇トイレ:清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

## (2)情報発信施設

・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

## (3)地域連携

・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

#### (4)設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体\*
- ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公 共団体が推薦する公益法人

# (5)その他の配慮事項

・施設及び施設間を結ぶ<u>主要経路は、バリアフリー</u>となっていること